

一時預かり事業の届出等処理要領

(目的)

第1条 この要領は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に規定する一時預かり事業の事業開始、変更、廃止等について必要な手続きを定める。

(届出事項)

第2条 一時預かり事業を実施しようとする者は、法第34条の12に規定に基づき、市町を経由して次の事項を知事に届け出るものとする。

ア 事業の種類及び内容

イ 経営者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

ウ 職員の定数及び職務の内容

エ 事業を行おうとする区域（市町の委託を受けて事業を行おうとする者にあっては、当該市町の名称を含む）

オ 事業の用に供する施設の名称、種類、所在地及び利用定員

カ 事業開始の予定年月日

2 一時預かり事業を実施しようとする者は、前項の規定によるもののほか、次の事項を添付して届け出るものとする。

ア 事業計画書（様式任意）

イ 条例、定款その他の基本約款

ウ 職員の氏名及び経歴を記載した書類（履歴書、資格証等）

エ 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面

オ 収支予算書（別表）

カ 申込書（様式任意）、チェックリスト（市町作成）

(届出様式)

第3条 児童福祉規則（昭和39年兵庫県規則第45号。以下「県規則」という。）第28条の6に定める様式により、記載内容は別紙1のとおりとする。

2 県規則第28条の7に定める様式により、記載内容は別紙2のとおりとする。

3 県規則第28条の8に定める様式により、記載内容は別紙3のとおりとする。

4 知事は第3条の1から3による届出があった場合は、届出内容等を確認のうえ受理し、台帳に登載するものとする。

(届出の時期)

第4条 前条の規定による事業開始に係る届出は、事業開始日までに行うものとする。

2 一時預かり事業を実施する者は、第2条において届け出た内容に変更が生じた場合は、変更の日から1月以内に、廃止（休止）した場合は、廃止（休止）日まで届け出るものとする。

3 実施主体が市町以外のものである場合の届出は、市町を通じて行うものとする。

(届出の提出先等)

第5条 施設を所管する市町は兵庫県健康福祉事務所監査指導課、監査・福祉課又は監査・地域福祉課（以下「監査担当課」という。）に提出するものとする。

2 監査担当課は、届出を受理した場合は台帳に記載し、各年4月30日までに各年3月31日現在の台帳を兵庫県福祉部こども政策課へ電子メールにて送付するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 5 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 6 この要領は、令和4年4月1日から施行する。